

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

平成27年4月1日

JA長野中央会

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を発揮できるようにするため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日～平成32年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1:産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 産前産後休業や育児休業、職場復帰の相談窓口の設置
- 管理職への研修および職員への周知

目標2:計画期間内に子の看護休暇の取得可能日数、取得対象範囲を段階的に拡大する。

<対策>

- 取得可能日数、取得対象範囲の拡大の検討
- 取得可能日数、取得対象範囲の段階的な拡大の実施
- 管理職への研修および職員への周知

目標3:所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 適正な労働時間管理の徹底
- 職場全体及び部署毎におけるノー残業デーの実施
- 管理職への研修および職員への周知